

岡山県医療審議会 次第

日 時：令和7年3月17日（月）

14時00分～15時00分

場 所：岡山県医師会館 401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

岡山県病床機能再編支援事業に係る再編計画について

資料1

4 報 告

（1）第9次岡山県保健医療計画の進捗状況等について

資料2

（2）医療法人部会及び救急医療対策部会の審議状況について

資料3

5 そ の 他

6 閉 会

岡山県医療審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第72条第1項の規定により設置した岡山県医療審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は委員30名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- | | |
|----------------|-------|
| 一 医師、歯科医師、薬剤師 | 10名以内 |
| 二 医療を受ける立場にある者 | 10名以内 |
| 三 学識経験を有する者 | 10名以内 |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の議事に利害関係を有する委員は、当該議事につき審議に加わることはできない。

(回議)

第6条 次の各号に掲げる場合には、委員の半数（前条第4項に該当する委員があるときは、当該委員を除いた委員の半数）以上に回議したうえ、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

一 審議会を招集しても、委員の出席が定足数に達せず、再度審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

二 特に急施を要するものであって、審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

2 前項の規定による処置については、会長は、次の審議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは解任されたものとする。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事項に係る専門事項を調査審議させるため次の部会を置く。

一 医療法人部会 医療法人の設立認可、解散認可、合併認可、分割認可及び設立認可取消並びに社会医療法人の認定及び認定取消に関する事項

二 救急医療対策部会 救急告示施設の審査、救急医療体制の整備等に関する事項

2 部会に属する委員及び専門委員は10名程度とし、会長が指名する。

3 部会に部会長及び部会長職務代理者を置き、部会に属する委員のうちから互選によりこれを定める。

4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長職務代理者は、部会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

6 あらかじめ審議会が委任した事項については、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。ただし、この場合、次回開催の審議会に報告するものとする。

7 部会の運営については、第5条の規定に準ずるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は保健医療部医療推進課において処理する。

附 則

この要領は昭和61年11月10日から施行する。

附 則

この要領は昭和62年9月3日から施行する。

附 則

この要領は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年7月5日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月24日から施行する。

附 則

この要領は平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要領は平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要領は平成29年11月30日から施行する。

附 則

この要領は平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

岡山県医療審議会の概要

1 根拠法令

- ・医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）第72条第1項
- ・医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の16～第5条の22

2 委員

- ・医療審議会委員 15名
- ・専門事項を調査審議させるための部会委員（専門委員） 11名

3 会の構成・開催回数

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| ・医療審議会 | 15委員 | 年1～2回（2時間程度） |
| ・医療法人部会 | 5委員、2専門委員 | 年3～4回（2時間程度） |
| ・救急医療対策部会 | 2委員、6専門委員 | 年3～4回（2時間程度） |

4 審議内容

法の規定によりその権限に属せられた次の事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。

- (1) 地域医療支援病院の承認、取消（第4条第2項、第29条第6項）
- (2) 公的病院、診療所の病床規制のための不許可処分、命令（第7条の2第5項）
- (3) 病院の病床規制のための不許可処分（第7条の3第7項）
- (4) 病院、診療所の開設者、管理者に対する勧告、命令、要請（第27条の2第1項第2項、第30条の11、第30条の12第2項、第30条の15第6項第7項）
- (5) 医療計画の策定、変更（第30条の4第17項）
- (6) 病床機能報告対象病院等の開設者、管理者に対する指示、要請、勧告（第30条の16第1項第2項、第30条の17）
- (7) 社会医療法人の認定、認定取消（第42条の2第2項、第64条の2第2項）
- (8) 医療法人の設立、解散、合併、業務停止命令、役員解任勧告、認可取消（第45条第2項、第55条第7項、第58条の2第5項、第64条第3項、第66条第2項）
- (9) 医療連携推進の認定、取消（第70条の3第2項、第70条の21第3項）
- (10) 地域医療連携推進法人の病院等の開設、管理、定款変更、代表理事選定、解職（第70条の8第5項、第70条の18第2項、第70条の19第2項）
- (11) 特定労務管理対象機関の指定（第113条第5項、第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項）
- (12) 救急告示施設の審査、救急医療体制の整備等

5 任期

- ・医療審議会委員 令和6年9月1日から令和8年8月31日まで
- ・専門委員 専門事項の調査審議が終了するまで

6 報酬

- ・1回あたり8,000円（実支給額は、所得税を源泉徴収した額）

岡山県医療審議会委員名簿

区分	所 属 ・ 職 名	氏 名
医 ・ 師 薬 ・ 剤 歯 師 科 医 師	岡山県医師会 会長	松 山 正 春
	岡山県病院協会 会長	重 井 文 博
	岡山県精神科病院協会 会長	武 田 俊 彦
	岡山県歯科医師会 会長	西 岡 宏 樹
	岡山県薬剤師会 副会長	出 石 啓 治
医 立 療 場 を に 受 あ け る る 者	岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	池 宗 敏 文
	健康保険組合連合会岡山連合会 事務局長	高 田 清 彦
	全国健康保険協会岡山支部 支部長	國 定 剛
	岡山県婦人協議会 会長	大 西 泰 子
	岡山県愛育委員連合会 会長	岡 崎 文 代
学有 識 経る 験者 を	岡山大学病院 病院長	前 田 嘉 信
	弁護士	原 智 紀
	岡山県議会 議員	江 本 公 一
	岡山県看護協会 会長	二 宮 一 枝
	くらしき作陽大学食文化学部栄養学科 教授	坂 本 八 千 代
1 5 人		

岡山県医療審議会 出席者名簿

日 時：令和7年3月17日（月）14:00～15:00

場 所：岡山県医師会館 401会議室

委 員

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
松山 正春	岡山県医師会 会長	
重井 文博	岡山県病院協会 会長	
武田 俊彦	岡山県精神科病院協会 会長	
西岡 宏樹	岡山県歯科医師会 会長	欠席
出石 啓治	岡山県薬剤師会 副会長	
池宗 敏文	岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	
高田 清彦	健康保険組合連合会岡山連合会 事務局長	
國定 剛	全国健康保険協会岡山支部 支部長	
大西 泰子	岡山県婦人協議会 会長	欠席
岡崎 文代	岡山県愛育委員連合会 会長	
前田 嘉信	岡山大学病院 病院長	欠席
原 智紀	弁護士	
江本 公一	岡山県議会 議員	
二宮 一枝	岡山県看護協会 会長	
坂本 八千代	くらしき作陽大学食文化学部栄養学科 教授	

事 務 局

氏 名	所 属 ・ 職 名
梅木 和宣	保健医療部長
則安 俊昭	保健医療統括監
坂本 誠	医療推進課長
岩本 昌子	医療推進課総括参事

岡山県医療審議会 配席図

日 時： 令和7年3月17日(月) 14:00～15:00
場 所： 岡山県医師会館 401会議室

※敬称略

